

添付法令資料 1 :

ロシア連邦法令ニュースレター

～契約業務における取引先とのやり取りの重要性～

ほとんどの契約は、一方の当事者が申込（契約締結の提案）を通知し、相手方がその承諾（提案の承認）を通知することによって締結される。その旨の規定は、ロシア連邦民法典第 434 条及び日本民法典第 522 条に定められている。この伝統的な規範が現代の事業活動においてどのように適用されるかが、紛争価格が 10 億ルーブル（約 13 億 4000 万円）を超えた次の民事紛争において、改めて問題となった。

この事案における裁判所の判断は、特異な事例に関するものであり、その妥当性にも疑問なしとしないが、ロシア連邦での事業活動において留意を要するものと考えられるので、以下にその概要を紹介する。

本件の事実関係は次のとおりである。Rusagro 社（以下「R 社」という）は、Agrosnabsahar 社（以下「A 社」という）との間で、A 社の製糖工場において、将来締結される売買契約によって R 社から A 社に売却されることとなるであろう、115,300 トン以上のグラニュー糖を保管することを内容とする契約を締結した。契約条項によれば、A 社は、2019 年 3 月 1 日までにそのグラニュー糖の全部又は一部を一定の価格（1 トンあたり 38,700 ルーブル）以上で購入することができる権利を与えられた。

2019 年 2 月 26 日、A 社のマネージャーは、1 トンあたり 38,700 ルーブルの価格で 115,300 トンのグラニュー糖を購入したい旨の申込を R 社に電子メールで送信した。返信のメールにおいて、R 社の代表は、1 トンあたり 40,000 ルーブルでなければ商品の販売には応じられない旨を伝えたが、その価格は、申込者である A 社にとって、採算に合わず、応じられないものであった。

問題となったのは、商品の売買条件についての非公式な話合いの中で、R 社の従業者が、A 社の従業者に対し、次のようなメッセージを書き送っていたことである。その文言は、「了解しました。数日以内に支払ってください（契約のとおりに）。」そのような価格（一回限りの取引という趣旨において）の問題は、私の権限の範囲外です。上司に質問を送ります。回答が届き次第、また連絡します。」というものであった。

これに対し、A 社の従業者からの返信はなく、R 社からの再連絡もなかった。

その後、R 社は、他の企業に市場価格でグラニュー糖を販売したが、その価格は、2019 年春夏における市場価格の下落により、2 月に A 社の申込で提示された価格よりもはるかに低かった。

R 社は、上記のメッセージの一部である「了解しました。数日以内に支払ってください（契約のとおり）」が A 社によって送信された申込に対する承諾であり、これによって R 社と A 社の間に売買契約が成立したと主張し、その価格と、他に販売した際の価格の差額に相当する損害の賠償を求めて、タンボフ州商事裁判所に訴訟を提起した（事件番号：A64-7909/2019）。

2020年2月17日、タンボフ州商事裁判所は、A社が保管品を購入する権利を実行しなかつたことによって生じた損害の賠償として、R社に対し、11億1900万ルーブルを支払えとの判決を下した。

A社は、第一審の判決を不服として、上訴を申し立てた。これに対し、2020年6月15日、第19商事控訴裁判所は、上記第一審の判決を覆した上、当事者間の和解合意を承認した。当該合意により、R社は訴を取り下げ、A社は、2020年12月31日までに原告に対して4億5000万ルーブルを支払うこととなった。

以上のとおり、A社は、結局のところ、自社の従業者が、取引先の従業者から送付された、承諾の意思表示とも理解され得るメッセージに注意を払わず、これを放置したことによって、訴訟を提起され、全面敗訴は免れたものの、4億5000万ルーブル（約603,284,279円）を支払うこととなった。

以上

ジュロフ・ロマン

zhurov.roman@uryuitoga.com